

全国厚生労働関係部局長会議資料

平成30年1月18日(木)

社会・援護局 障害保健福祉部

【目次】

1	平成30年度障害保健福祉部関係予算案について……………	1
2	平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について……………	7
3	障害者総合支援法等について	
	（1）障害者総合支援法の施行について……………	29
	（2）補装具費支給制度について（借受けの導入、基準告示の改定等）…	32
	（3）障害福祉サービス等の情報公表制度について……………	35
	（4）地方分権について……………	41
	（5）寡婦控除のみなし適用等について……………	47
	（6）障害者総合支援法の対象疾病（難病等）の見直しについて……………	48
	（7）視覚障害の認定基準の見直しについて……………	54
	（8）国保連における審査支払事務の見直しについて……………	57

4	障害者の地域生活における基盤整備の推進について	
	(1) 障害者総合福祉推進事業の拡充について(案)	61
	(2) 地域生活支援事業等について	62
	(3) 平成30年度予算案における社会福祉施設等施設整備費について	64
	(4) 障害者の就労支援について	66
	(5) 相談支援の充実等について	84
	(6) 障害者虐待の未然防止・早期発見等について	91
	(7) 発達障害支援施策の推進について	100
	(8) 障害者の芸術文化活動に対する支援について	104
	(9) 障害者自立支援機器等の開発促進について	108
5	精神保健医療福祉施策の推進について	
	(1) 自治体による退院後支援等について	113
	(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について	115
	(3) 依存症対策について	119
6	障害者差別解消法について	123

1 平成30年度障害保健福祉部関係 予算案について

平成30年度障害保健福祉関係予算案の概要

厚生労働省
障害保健福祉部

◆**予算額** (29年度予算額) (30年度予算案)
1兆7,486億円 ➡ 1兆8,648億円(+1,162億円、+6.6%)

◆**障害福祉サービス関係費**(自立支援給付費+障害児措置費・給付費+地域生活支援事業費等補助金)
(29年度予算額) (30年度予算案)
1兆2,656億円 ➡ 1兆3,810億円(+1,154億円、+9.1%)

【主な施策】 ※()は平成29年度予算額。

① **良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保** 1兆3,317億円(1兆2,168億円)

障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスや障害児支援等の提供に必要な経費を確保する。

(改定率) +0.47% (平成27年度 ±0%)

※ 今年度末までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、食事の提供に関する実態等について調査・研究を十分に行った上で、今後の報酬改定において対応を検討することとし、今回の改定では継続することとした。

② **地域生活支援事業等の拡充** 493億円(488億円)

意思疎通支援や移動支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、必要額を確保しつつ、事業の拡充を図る。

③ **障害福祉サービス等の提供体制の基盤整備(施設整備費)** 72億円(71億円)

就労移行支援事業等を行う日中活動系事業所や地域移行の受け皿としてのグループホーム等の整備促進を図るとともに、防災体制等の強化を図る。

(参考)平成29年度補正予算案 80億円

障害者支援施設等の防災対策を含めた障害福祉サービス等の基盤整備の推進のため、施設の耐震化やスプリンクラーの設置、グループホームの整備等に必要な経費を補助する。

④ **医療的ケア児に対する支援** 1.8億円(0.2億円)(一部新規)

医療的ケア児による保育所等の利用を促進するモデル事業を実施するとともに、ICTを活用し外出先でも適切な医療を受けられる体制の整備を図る。

このほか、障害福祉サービス等報酬改定において、医療的ケア児の受入れを促進するため、障害児通所支援事業所等における看護職員を加配している場合の加算の創設等を行う。

⑤ **芸術文化活動の支援の推進 2. 8億円（2. 5億円）**

芸術文化活動を通じた障害者の社会参加を一層推進するため、障害者の芸術文化活動への支援方法等に関する相談支援などを全国に展開するための支援等を実施する。

⑥ **障害者自立支援機器の開発の促進 1. 5億円（1. 6億円）（一部新規）**

多様な障害者のニーズを的確にとらえた就労支援機器などの開発（実用的製品化）の促進を図るとともに、導入好事例の展開による実用的製品の普及促進を行う。

⑦ **精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 5. 6億円（2. 3億円）**

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、都道府県等と精神科病院などとの重層的な連携による支援体制を構築するなど、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

⑧ **発達障害児・発達障害者の支援施策の推進 4. 1億円（2. 1億円）（一部新規）**

発達障害児者の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を充実させ、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図るとともに、身近な支援を実施するため対象自治体を市区町村まで拡大する。また、発達障害の医療ネットワークを構築し、発達障害の診療・支援を診断できる医師の養成を図るための研修等を実施する。

⑨ **農福連携による就労支援の推進 2. 7億円（2. 0億円）**

農業分野での障害者の就労支援に向け、障害者就労施設への農業の専門家の派遣による農業技術に係る指導・助言や6次産業化支援、農業に取り組む障害者就労施設によるマルシェの開催等の支援を実施する。

⑩ **依存症対策の推進 6. 1億円（5. 3億円）（一部新規）**

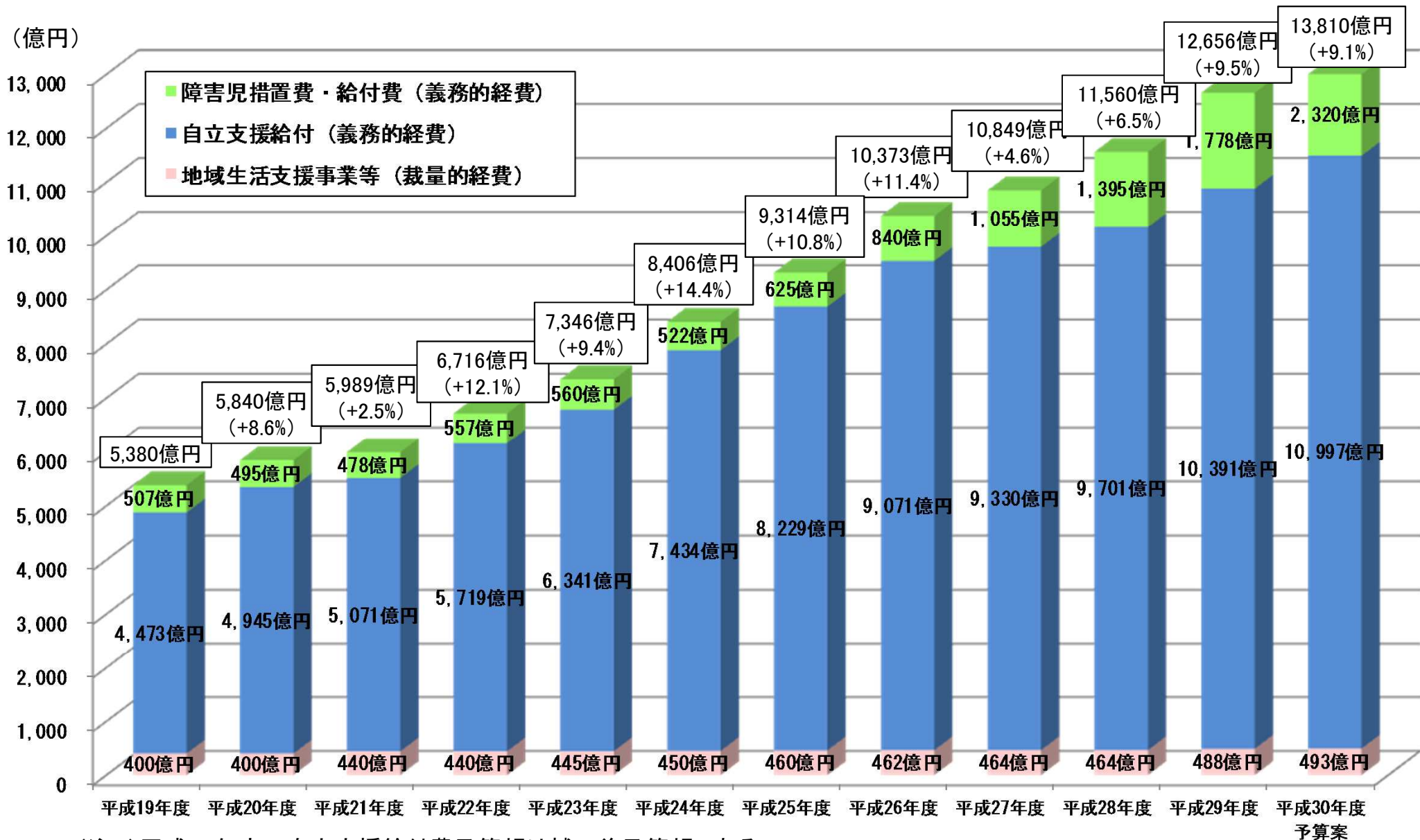
薬物・アルコール等・ギャンブル等の依存症対策の全国拠点機関において依存症に関する情報提供機能の強化を図るとともに、都道府県等において、人材養成や医療体制・相談体制の整備、受診後の患者支援に係るモデル事業を実施する。また、依存症の正しい理解を広めるための普及啓発や自助グループ等の民間団体への支援を実施する。

⑪ **東日本大震災及び熊本地震からの復旧・復興への支援 22億円（22億円）**

東日本大震災により被災した社会福祉施設等の復旧に必要な経費を補助するとともに、被災者の精神保健面の支援のため、専門職による相談支援等を実施するとともに、帰還者の不安に対応する新たな拠点の設置、自主避難者等への支援など、関係者が連携した体制による専門的な心のケア支援の充実・強化を図る。熊本地震による被災者の専門的な心のケア支援についても引き続き実施する。

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は10年間で2倍以上に増加している。



(注1) 平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。

(注2) 平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

(注3) 平成29年度の地域生活支援事業等には地域生活支援促進事業分も含まれる。

2 平成30年度障害福祉サービス等 報酬改定について

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について【概要】

平成29年12月8日 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

1. 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、障害者の地域移行・地域生活の支援等

(1) 重度障害者や高齢の障害者等の地域移行・地域生活を支援するためのサービスの評価

- ① 重度訪問介護における入院中の支援内容等の設定
- ② 共同生活援助における重度の障害者の支援を可能とする新たな類型の創設
- ③ 福祉型強化短期入所サービス費の創設 等

(2) 自立生活援助の報酬・基準の設定【新サービス】

(3) 地域生活支援拠点等の整備促進、地域移行・地域生活を支援するための生活の場の確保等

- ① 地域生活支援拠点等の機能強化
- ② 共生型サービスの基準・報酬の設定 等

2. 障害児支援のサービス提供体制の確保と質の向上

(1) 医療的ケア児への支援

- ① 障害児通所支援等における看護職員配置加算の創設
- ② 障害児通所支援における医療連携体制加算の拡充
- ③ 福祉型強化短期入所サービス費の創設【再掲】

(2) 障害児入所支援・障害児通所支援のサービスの質の向上

(3) 保育所等訪問支援の適切な評価

(4) 居宅訪問型児童発達支援の報酬・基準の設定【新サービス】等

3. 精神障害者の地域移行の推進

(1) 地域生活支援拠点等の整備促進等【再掲】

(2) 自立生活援助の報酬・基準の設定【新サービス】【再掲】

(3) グループホームにおける長期入院精神障害者の受け入れの促進

(4) 地域移行支援及び地域定着支援の利用促進

- ① 機能強化型地域移行サービス費の創設
- ② 地域定着支援における緊急時支援費の算定対象の拡充

(5) 就労系サービス等における医療観察法対象者の受け入れの促進等

4. 就労継続支援に係る工賃・賃金の向上や就労移行、就労定着の促進に向けた報酬の見直し

(1) 就労移行支援及び就労継続支援のサービスの質の向上

- ① 就労移行支援における一般就労移行後の定着実績に応じた基本報酬の設定
- ② 就労継続支援 A 型における平均労働時間に応じた基本報酬の設定
- ③ 就労継続支援 B 型における平均工賃に応じた基本報酬の設定

(2) 就労定着支援の報酬・基準の設定【新サービス】等

5. 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し

(1) 効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し

- ① 短期入所における長期利用の適正化
- ② 生活介護における開所時間減算の見直し

(2) 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の適切な評価

(3) 横断的事項

- ① 収支差率が低いサービスにおける基本報酬の見直し等
- ② 食事提供体制加算の経過措置のあり方の検討
- ③ サービス提供職員欠如減算等の見直し
- ④ 送迎加算の見直し 等

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について

平成29年12月8日 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

はじめに

- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定（以下「平成30年度報酬改定」という。）に向けて、障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（以下「検討チーム」という。）においては、平成29年5月からこれまで15回にわたって議論を行うとともに、47の関係団体からヒアリングを実施し、改正障害者総合支援法等において創設された新サービスや既存サービスの報酬等の在り方について、現状と論点を整理した上で検討を積み重ねてきた。
- 前回の検討チームをもって必要な議論が一巡したことから、これまでの検討チームでの議論を踏まえ、平成30年度報酬改定の基本的な方向性について、一定の整理を行い取りまとめることとした。
- なお、具体的な改定内容については、介護報酬における対応等を踏まえつつ、予算編成過程を経て決定されるものである。

1. 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、障害者の地域移行・地域生活の支援等

基本的考え方

- 障害者の重度化や高齢化によりサービス利用のニーズが多様化する中、障害者が地域生活を開始・継続するために必要な支援を受けることができるよう、在宅生活を支援するためのサービスの充実を図る。
- 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害者やその家族が安心して生活するため、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を更に進めるとともに、生活の場であるグループホームの整備等を進める。

主な改定項目

(1) 重度障害者や高齢の障害者等の地域移行・地域生活を支援するためのサービスの評価

- ① 重度訪問介護における入院中の支援内容、基本報酬の設定
- ② 共同生活援助における重度の障害者の支援を可能とする新たな類型の創設
- ③ 生活介護における常勤看護職員等配置加算の拡充
- ④ 短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設

(2) 自立生活援助の報酬・基準の設定【新サービス】

(3) 地域生活支援拠点等の整備促進、地域移行・地域生活を支援するための生活の場の確保等

- ① 地域生活支援拠点等の機能強化
- ② 共生型サービスの基準・報酬の設定

(4) その他の障害福祉サービス等の報酬改定 等

(1) 重度障害者や高齢の障害者等の地域移行・地域生活を支援するためのサービスの評価

① 重度訪問介護における入院中の支援内容、基本報酬の設定

障害支援区分6の者を対象とし、ヘルパーはコミュニケーション支援等の行為を提供する。報酬単価は在宅時のサービスを基本とする。

② 共同生活援助における重度の障害者の支援を可能とする新たなタイプの創設

障害者の重度化・高齢化に対応するため、1つの建物への入居を20人（10人+10人）まで認めた新たなタイプを創設し、短期入所（1～5人）の併設を必置とするとともに、世話人の手厚い配置や、看護職員の配置等を評価する。

③ 生活介護における常勤看護職員等配置加算の拡充

医療的ケアが必要な障害者を一定以上受け入れ、看護職員を2人以上配置した場合について、新たに評価する。

④ 短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設

医療的ケアが必要な障害児者の受入れを支援するため、新たな報酬区分として、「福祉型強化短期入所サービス費」（仮称）を創設し、看護職員を常勤で1人以上配置すること等を評価する。等

(2) 自立生活援助の報酬・基準の設定【新サービス】

① サービス対象者

障害支援区分全般をサービス対象者とする。

② 職員配置

支援提供職員と、サービス管理責任者を配置する。なお、他の障害福祉サービス事業所等との兼務を可能とする。

③ 基本報酬・加算

一月あたりの包括報酬とする。なお、良質な支援体制等について加算を設ける。 等

(3) 地域生活支援拠点等の整備促進、地域移行・地域生活を支援するための生活の場の確保等

① 地域生活支援拠点等の機能強化

相談の機能、緊急時の受け入れ・対応の機能、体験の機会・場の機能、専門的人材の確保・養成の機能、地域の体制づくりの機能について、新たに加算等により評価する。

② 共生型サービスの基準・報酬の設定

介護保険事業所が共生型事業所として障害福祉サービス事業所の指定を受ける場合の基準と報酬を設定する。この場合において、現行の基準該当サービスを基本として、サービスの質や専門性に配慮した評価を行う。

(4) その他の障害福祉サービス等の報酬改定

① **同行援護**：基本報酬の一本化、盲ろう者等重度者への支援に対する評価

② **施設入所支援**：夜勤職員配置体制加算の充実

③ **自立訓練（機能訓練・生活訓練）**：障害種別による利用制限の撤廃、視覚障害者の歩行訓練等を生活訓練として実施するための見直し 等

2. 障害児支援のサービス提供体制の確保と質の向上（医療的ケア児への対応等）

基本的考え方

- 医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加している中で、個々の障害児やその家族の状況及びニーズに応じて、地域において必要な支援を受けることができるよう、サービス提供体制を確保する。
- 放課後等デイサービスなどの障害児通所支援については、利用する障害児が障害特性に応じた適切な支援を受け、生活能力の向上などが図られるよう、質の向上を図るとともに、適切な評価に基づく報酬体系とする。

主な改定項目

（1）医療的ケア児への支援

- ① 障害児通所支援・福祉型障害児入所施設における看護職員配置加算の創設
- ② 障害児通所支援における医療連携体制加算の拡充
- ③ 短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設【再掲】

（2）障害児入所支援・障害児通所支援のサービスの質の向上

- 基本報酬、人員配置基準及び運営基準の適正化、加算・減算の見直し

（3）保育所等訪問支援の適切な評価

（4）居宅訪問型児童発達支援の報酬・基準の設定【新サービス】 等

(1) 医療的ケア児への支援

① 障害児通所支援・福祉型障害児入所施設における看護職員配置加算の創設

障害児通所支援・福祉型障害児入所施設において、一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるために看護職員を加配している場合に、新たな加算として評価する。

② 障害児通所支援における医療連携体制加算の拡充

現行の医療連携体制加算を見直し、医療的ケア児の支援のため、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児に対して長時間の支援を行った場合等について、新たに評価する。

③ 短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設【再掲】 等

(2) 障害児入所支援・障害児通所支援のサービスの質の向上

① 福祉型障害児入所支援における手厚い人員配置を評価する加算の創設

障害児へのきめ細やかな支援や保護者等に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図るため、人員配置基準以上に手厚い配置をしている場合に、新たな加算として評価する。

② 医療型障害児入所施設における保育士等の手厚い人員配置を評価する加算の創設

保育士等の福祉職員を人員配置基準以上に手厚い配置をしている場合に、新たな加算として評価する。

③ 児童発達支援における各基準の適正化

支援の質の確保を図るため、放課後等デイサービスと同様に人員配置基準及び運営基準を見直す。

④ 障害児通所支援における基本報酬の適正化

- ・ 放課後等デイサービスについて、利用者の状態を勘案した指標に基づき基本報酬を区分する。加えて、授業終了後に提供する場合における適切な報酬のあり方について、支援時間等を踏まえつつ検討する。
- ・ 児童発達支援について、主に未就学児を支援する場合、学齢期児を支援する場合に応じ、基本報酬を区分する。

⑤ 加算・減算の見直し

指導員加配加算等の見直し、児童発達支援センター等における加配加算の創設、重症心身障害児に対する欠席時対応加算の拡充、自己評価結果未公表減算の創設等を見直しを行う。 等

(3) 保育所等訪問支援の適切な評価

① 保育所等訪問支援における訪問支援員特別加算の拡充

質の高い訪問支援員を確保した場合の訪問支援員特別加算を増額する。

② 保育所等訪問支援における初回加算の創設

児童発達支援管理責任者が、初回又は初回の属する月に保育所等の訪問先との事前調整やアセスメントに同行した場合に、新たな加算として評価する。 等

(4) 居宅訪問型児童発達支援の報酬・基準の設定【新サービス】

① サービスの対象者

重症心身障害等の重度の障害により外出が著しく困難な場合や免疫抑制剤の服薬により感染症にかかりやすく重篤化する恐れのある場合など、障害児本人の状態を理由として外出ができない場合をサービスの対象者とする。

② 職員配置

保育士など有資格者であり、かつ、障害児に対する直接支援の経験が一定程度ある者を訪問支援員として配置する。その他人員や設備基準については、保育所等訪問支援と同様とする。

③ 基本報酬・加算

基本報酬は保育所等訪問支援と同様とし、訪問支援員特別加算、通所施設への移行支援（引継業務等）を評価する加算などを設ける。 等

3. 精神障害者の地域移行の推進

基本的考え方

- 長期に入院する精神障害者等の地域移行を進めていくため、地域移行後の生活の場や、地域生活を支えるためのサービス提供体制の確保などの取組を強化（医療と福祉の連携を含む。）する。
- 具体的には、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を更に進めるとともに、生活の場であるグループホームを確保し、地域相談支援等の既存サービスや新たに創設された自立生活援助の活用により、関係機関・関係者による連携や、サービスを複合的に提供できる体制を強化する。

主な改定項目

- (1) 地域生活支援拠点等の整備促進及び地域移行・地域生活を支援するための生活の場の確保等【再掲】**
- (2) 自立生活援助の報酬・基準の設定【新サービス】【再掲】**
- (3) グループホームにおける長期入院精神障害者の受け入れの促進**
- (4) 地域移行支援及び地域定着支援の利用促進**
 - ① 地域移行支援における機能強化型地域移行サービス費の創設
 - ② 地域定着支援における緊急時支援費の算定対象の拡充
- (5) 就労系・訓練系サービスにおける医療観察法対象者の受け入れの促進 等**

(1) 地域生活支援拠点等の整備促進及び地域移行・地域生活を支援するための生活の場の確保等【再掲】

(2) 自立生活援助の報酬・基準の設定【新サービス】【再掲】

(3) グループホームにおける長期入院精神障害者の受け入れの促進

○ 共同生活援助における長期入院精神障害者の受け入れに係る加算の創設

共同生活援助において、精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者の入居後の相談援助や個別支援等について、新たな加算として評価する。

(4) 地域移行支援及び地域定着支援の利用促進

① 地域移行支援における機能強化型地域移行サービス費の創設

新たな報酬区分として、「機能強化型地域移行サービス費」（仮称）を創設し、地域移行実績や専門職の配置、施設・病院等との日常的な連携について評価する。

② 地域定着支援における緊急時支援費の算定対象の拡充

緊急時支援費について、利用者の居宅への訪問又は一時的な滞在に加え、深夜・早朝時間帯の電話対応について、新たに評価する。

(5) 就労系・訓練系サービスにおける医療観察法対象者の受け入れの促進

○ 就労系・訓練系サービスにおける医療観察法対象者受け入れ加算の創設

就労系・訓練系サービス事業所が、精神保健福祉士を職員として1名以上配置すること又は病院・他の事業所等との連携により、精神保健福祉士が事業所を訪問して医療観察法対象者を1日2時間以上支援した場合について、新たな加算として評価する。

4. 就労継続支援に係る工賃・賃金の向上や就労移行、就労定着の促進に向けた報酬の見直し

基本的考え方

- 障害者とその適性に応じて能力を十分に発揮し、地域で自立した生活を実現することができるよう、一般就労への定着実績や工賃実績等に応じた報酬（体系）を構築し、就労系障害福祉サービスにおける工賃・賃金向上や一般就労への移行を更に促進させる。

主な改定項目

（1）就労移行支援及び就労継続支援のサービスの質の向上

- ① 就労移行支援における一般就労移行後の定着実績に応じた基本報酬の設定
- ② 就労継続支援 A 型における平均労働時間に応じた基本報酬の設定
- ③ 就労継続支援 B 型における平均工賃に応じた基本報酬の設定
- ④ その他サービスの質の向上に資する報酬の改定等

（2）就労定着支援の報酬・基準の設定【新サービス】 等

(1) 就労移行支援及び就労継続支援のサービスの質の向上

① 就労移行支援における一般就労移行後の定着実績に応じた基本報酬の設定

就職後6か月以上定着した者の割合に応じた基本報酬にするとともに、一般就労への移行実績が過去2年間に無い場合は、現行よりも高い減算割合とする。

② 就労継続支援A型における平均労働時間に応じた基本報酬の設定

平均労働時間に応じた基本報酬とするとともに、現行の短時間利用減算は廃止する。なお、サービス利用開始時には予見できない事由により短時間労働となってしまった場合は、平均労働時間の計算から除外するなどの配慮を行う。

③ 就労継続支援B型における平均工賃に応じた基本報酬の設定

平均工賃に応じた基本報酬とするとともに、目標工賃達成加算の見直しを行う。なお、重度の利用者等については、平均工賃算出の利用者から除外するなどの配慮を行う。

④ その他サービスの質の向上に資する報酬の改定等

・ 就労移行支援における福祉専門職員配置等加算の対象職種の拡大

福祉専門職員配置等加算において、作業療法士を配置している場合について、新たに評価する。

・ 就労継続支援A型における賃金向上のための指導員を配置した場合の加算の創設

キャリアアップの仕組みを導入することにより、利用者の賃金向上を図るための「賃金向上計画（又は経営改善計画書）」を作成し、当該計画の達成に向けて取り組む指導員を常勤換算で1以上配置等している場合について、新たな加算として評価する。 等

(2) 就労定着支援の報酬・基準の設定【新サービス】

① サービス対象者

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者とする。

② 職員配置

就労定着支援員について、常勤換算方法による配置数とし、資格要件は定めないこととする。

③ 基本報酬・加算

支援期間（最大3年間）の就労定着率に応じた1月当たりの包括報酬とするとともに、現行の就労移行支援における就労定着支援体制加算は廃止する。

④ 指定要件・支援内容

過去3年において平均1人以上、障害者を一般就労に移行させている指定事業者（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）とする。 等

5. 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し

基本的考え方

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加している一方、一部の事業所においてサービスの質の低下が見られることが課題となっていることや、制度の持続可能性を確保するため、効率的かつ効果的にサービスを提供できるよう、サービスの質を評価したメリハリのある報酬体系とする。

主な改定項目

(1) 効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し

- ① 短期入所における長期利用の適正化
- ② 生活介護における開所時間減算の見直し

(2) 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の適切な評価

(3) 横断的事項

- ① 収支差率が低いサービスにおける基本報酬の見直し等
- ② 食事提供体制加算の経過措置のあり方の検討
- ③ サービス提供職員欠如減算等の見直し
- ④ 送迎加算の見直し 等

(1) 効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し

① 短期入所における長期利用の適正化

- ・ 長期（連続）利用については、30日までを限度とする。ただし、現在利用している者に対しては、1年間の猶予期間を設ける。なお、年間利用日数については、1年の半分（180日）を目安にすることを計画相談支援の指定基準に位置付けることとする。
- ・ 同一法人の複数事業所間における同じ利用者への短期入所の提供については、一定期間減額などの措置をとる。

② 生活介護における開所時間減算の見直し

開所時間4時間未満については、基本単位数の50%、開所時間4時間以上6時間未満については、基本単位数の70%を算定するとともに、利用時間が5時間未満（送迎の時間は含まない）の利用者が事業所の全利用者の一定以上の場合、基本単位数の70%を算定する。

③ 就労移行支援における一般就労定着実績に応じた基本報酬の設定【再掲】

④ 就労継続支援A型における平均労働時間に応じた基本報酬の設定【再掲】

⑤ 就労継続支援B型における平均工賃に応じた基本報酬の設定【再掲】

(2) 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の適切な評価

① モニタリング実施標準期間の見直し

- ・ モニタリングの標準期間の一部を見直すことにより、モニタリング頻度を高めるとともに、標準期間については、「〇ヶ月毎に1回以上」と明記することとする。
- ・ モニタリング時以外にも、毎月のサービス利用状況を、サービス提供事業者から特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者に報告する。

② 相談支援専門員1人当たりの担当件数の設定

- ・ 1人の相談支援専門員が1月に実施するサービス利用支援等の標準件数を設定する。
- ・ 相談支援専門員が1月に標準件数を超えて一定件数を上回る継続サービス利用支援等を行った場合、当該件数を超えて実施した継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助の基本報酬を減算する。

③ 計画相談支援の基本報酬の見直し

- ・ サービス利用支援費は、初回加算により評価する前提で基本報酬を見直す。
- ・ 継続サービス利用支援費は、業務負担量に応じて加算により評価することを前提に、モニタリング頻度の増加に伴う1回当たりの負担の軽減を考慮し、基本報酬を見直す。

④ 特定事業所加算の拡充

現行の類型に加え、新たに主任相談支援専門員（仮称）の配置を含むより充実した支援体制を要件とした類型と、一定期間に限り現行の要件を緩和した類型を設ける。

⑤ その他加算の創設

入退院等のサービス利用の環境が大きく変化する状況における関係機関との連携や、サービス提供場面の確認等による丁寧なモニタリング等について、新たな加算として評価する。

(3) 横断的事項

① 収支差率が低いサービスにおける基本報酬の見直し等

全体のバランスを踏まえ、収支差率が低いサービスについて、基本報酬を見直すとともに、収支差率が高いサービスについて、サービスの質等を評価した基本報酬に見直す。

② 食事提供体制加算の経過措置のあり方の検討

当初は平成21年3月31日までの経過措置とされていたことを踏まえ、経過措置のあり方について検討する。なお、食事の栄養面に配慮する支援について、調査研究等を行った上で、次期報酬改定に向けて、そのあり方を検討する。

③ サービス提供職員欠如減算等の見直し

- ・ サービス提供職員欠如減算、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算については、減算が適用された一定期間後に5割減算を適用する。
- ・ 個別支援計画未作成減算については、減算が適用される月から2月目までを3割減算とし、3月目からは5割減算を適用する。

④ 送迎加算の見直し

- ・ 現行の通所系の送迎加算（Ⅰ）・（Ⅱ）については、一定の適正化を図るとともに、生活介護の一定の条件を満たす場合の+14単位/回については、更に評価する。
- ・ 就労継続支援A型及び放課後等デイサービスについては、障害の程度や公共交通機関の状況等を勘案した上で、自主的な通所が可能と考えられる場合については、送迎加算の対象外とする。
- ・ 同一敷地内の送迎については、一定の適正化を図る。

-26-

6. その他

① 福祉専門職員等配置加算の対象資格の拡大

福祉専門職員等配置加算において、公認心理師を配置している場合について、新たに評価する。

② 地域区分の見直し

現行の7区分から8区分に見直しを行い、その際、介護報酬の地域区分に合わせることで、見直しに伴う一定の経過措置を設ける（障害児サービスも同様の見直し）。

③ 公立減算の存続

公立施設は収支差率がマイナスとなっているが、設置者である自治体から補助金や指定管理料等が別途投入されていること等に鑑み、引き続き維持することとする。

④ 国庫負担基準の見直し

人口規模、財政力及びその地域における重度障害者の割合等による自治体間の不均衡を踏まえた基準とするとともに、介護保険対象者の基準を創設時の考え方に基づく基準に改める。また、従前額保障の対象となる市町村には別の仕組みでの配慮を検討することとし、従前額保障の算定方法については廃止する。

3 障害者総合支援法等について

(1)障害者総合支援法の施行について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

趣旨

（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日（2.(3)については公布の日（平成28年6月3日））

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令の整備について（案）

趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号。以下「一部改正法」という。）の施行に伴い、関係政省令の整備を行う。

概要

※赤字が政省令事項

1. 高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減の対象者の要件について

長期間相当障害福祉サービスを利用してきた方が、65歳という年齢に到達したというだけで利用者負担が増加してしまうという事態を解消するため、相当介護保険サービスの利用者負担をゼロに（償還）する対象者の要件を定める。

【対象者の要件】

- ・相当障害福祉サービスの利用期間：**5年間**（入院その他やむを得ない事由により支給決定を受けなかった期間を除く。）
- ・対象となる相当障害福祉サービス：**居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所**（基準該当サービスを含む。）
- ・対象となる相当介護保険サービス：**訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護**（これらに相当するサービスを含む。）
- ・所得要件：**低所得又は生活保護受給者**
- ・障害支援区分：**2以上**
- ・その他：**65歳までに介護保険サービスを利用していない**（※）

※今般の法改正の趣旨は、いわゆる「65歳問題」、つまり①長年（5年以上）にわたり、障害福祉サービスを利用してきた障害者が、②“65歳”という年齢に達したことのみにて、利用者負担（1割）が発生することに対応することであるため、65歳になる前から介護保険サービスを利用していた方は対象としない。

2. その他の規定の整備について

- (1) **重度訪問介護**について、**病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所**においても一定の支援を可能とする。
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、**乳児院、児童養護施設**の障害児に対象を拡大する。
- (3) **児童発達支援及び放課後等デイサービス**の事業所の指定について、指定権者である都道府県等は、当該通所支援の量を定め、その量を超えない範囲内において行うこととする。
- (4) 一部改正法により創設された、障害福祉サービス事業所の事業内容等の情報公表制度について、**公表事項等**を定める。
- (5) その他必要な規定の整備を行う。

3. 新サービスの対象者・サービス内容等について

一部改正法により創設された新サービスについて、対象者、サービス内容等を定める。

	就労定着支援	自立生活援助	居宅訪問型児童発達支援
サービス概要	一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行うサービス	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行うサービス	重度の障害等により外出が困難な障害児に対する居宅を訪問して発達支援を提供するサービス
対象者	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援 を利用して一般就労した障害者	定期的な巡回訪問又は随時通報による必要な情報の提供及び助言その他の援助が必要な障害者 かつ 居宅において単身（家族と同居している場合でも家族等が障害、疾病等）のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者	A又はBかつC A 重度の障害の状態(法定事項) B (a)人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態(=医療的ケア児) (b)重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある C 児童発達支援等を受けるための外出が著しく困難な障害児(法定事項)
利用期間	3年間 (1年ごとに支給決定期間を更新)	1年間 (適当と認められる場合には更新可)	—
サービス内容	・事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整(法定事項) ・ 雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援	・定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問 ・相談対応等の方法による障害者等に係る状況の把握 ・必要な情報の提供及び助言並びに相談 ・ 関係機関との連絡調整 ・ その他の障害者が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助	<u>日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練の実施</u> ※既存の児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける支援を居宅に訪問して提供するものであるため、既存の内容に合わせる。

施行期日

平成30年4月1日(予定) (平成30年2月頃公布予定)

(2) 補装具費支給制度について(借受けの導入、基準告示の改定等)

- 補装具費支給制度については、平成30年4月施行の改正障害者総合支援法において、「購入」を基本とする原則は維持した上で、借受けによることが適当である場合に限り、新たに借受けを本支給制度の対象とする改正が行われたところである。
- 借受けが適当である場合として、①身体の成長に伴い、補装具の短期間での交換が必要であると認められる場合
②障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合 ③補装具の購入に先立ち、比較検討が必要であると認められる場合 の3点を障害者総合支援法施行規則に規定する予定である。
- 現時点で想定される関係機関の役割や事務については、平成30年1月16日付事務連絡「補装具費支給制度における借受けの導入に係る留意事項について」において、各都道府県にお示したところである。
- 借受けは、身体状況に応じて行われている現行の支給決定プロセスを大きく変えるものではなく、身体障害者更生相談所等による専門的な判断により必要性が認められた場合に限られるものであることにご留意いただき、管内市区町村と身体障害者更生相談所等との連携強化に努めていただくようお願いする。
- なお、(公財)テクノエイド協会が発行している「補装具費支給事務ガイドブック」について、借受けの導入にあたっての留意点を追加する等の改訂を3月末に行う予定であるので、参考にされたい。
- 借受けを含め、平成29年度末に基準額等の改定を予定しており、以下の関係法令・通知を公布・発出予定であるので、管内市区町村に周知するとともに、身体障害者更生相談所、指定自立支援医療機関及び保健所に情報提供頂きたい。
 - ・ 障害者総合支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）
 - ・ 補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）
 - ・ 補装具費支給事務取扱指針、義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領

概要

補装具費の支給については、「購入」を基本とする原則は維持した上で、障害者の利便に照らして「借受け」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象とする。

障害者総合支援法の条文

第七十六条 市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入、借受け又は修理(以下この条文及び次条において「購入等」という。)を必要とする者であると認めるとき(補装具の借受けにあつては、補装具の借受けによることが適当である場合として厚生労働省令で定める場合に限る。)は、当該障害者又は障害児の保護者(以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。)に対し、当該補装具の購入等に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。

- 2 補装具費の額は、一月につき、同一の月に購入等をした補装具について、補装具の購入等に通常要する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該補装具の購入等に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入等に要した費用の額。以下この項において「基準額」という。)を合計した額から、当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が基準額を合計した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額とする。
- 3 市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。
- 4 第十九条第二項から第五項までの規定は、補装具費の支給に係る市町村の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 5 厚生労働大臣は、第二項の規定により厚生労働大臣の定める基準を適正なものとするため、必要な調査を行うことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、補装具費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

具体的内容




(補装具の借受けによることが適当である場合について)

- ①身体の成長に伴い、補装具の短期間での交換が必要であると認められる場合
- ②障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
- ③補装具の購入に先立ち、比較検討が必要であると認められる場合

補装具費支給制度における借受けにおいて対象となる種目について

補装具費支給制度における借受けについては、以下の種目を対象とする。

※図は参考例

場面	対象種目等
<p>成長への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 座位保持装置の完成用部品のうち、「構造フレーム」 座位保持装置・・・自力で座位姿勢を保持できない方等が安定した座位を保持するための用具 ● 歩行器 歩行器・・・歩行機能を補うため、移動時に体重を支える用具 ● 座位保持椅子 座位保持椅子・・・姿勢を保持することが困難な障害児が日常生活の中で使用する用具 
<p>障害の進行への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 重度障害者用意思伝達装置(本体のみ) 重度障害者用意思伝達装置・・・重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者が意思の伝達を行うための用具。 <p>※運動機能は低下するが言語の獲得によりスキルが向上する場合があることに留意する。</p> 
<p>仮合わせ前の試用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 義肢、装具、座位保持装置の完成用部品 完成用部品・・・義肢装具および座位保持装置を完成させるのに必要な部品 義肢・・・上肢又は下肢に欠損のある方の欠損を補完し、又は失われた機能を代替するための用具。義手、義足。 装具・・・上肢若しくは下肢又は体幹の機能に障害のある方の機能を回復させたり低下を抑制したその機能を補完したりするための用具。 

- 借受けは、身体障害者更生相談所、指定自立支援医療機関等によりその必要性を判定した上で、支給を決定。
- 障害児の申請については、身体障害者更生相談所の助言を求めることが望ましい。
- 対象となる種目は補装具告示第1項に規定するいわゆる「特例補装具」を除く。
- 補装具のうち、申請前の訓練において使用される種目については、医療保険と補装具費支給制度の関係性について整理が必要であり、継続して検討。
- 当面は上記の種目を対象とするが、将来的な対象種目等については引き続き検討。